

議案第 55 号

北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
について

北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 18 年北名古屋市条例第 96 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 23 年 9 月 1 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、災害による弔慰金の支給対象に、死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹を追加するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年北名古屋市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。